

I 要保護児童対策地域協議会の設置・運営状況について

【別添 1】

1. 設置状況について

(1) 要保護児童対策地域協議会又は児童虐待防止ネットワークの設置状況（平成 25 年 4 月 1 日現在）

児童福祉法第 25 条の 2 に規定する要保護児童対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）を設置済みの市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、全国 1,742 の市町村のうち、1,722 か所（98.9%）であった。

また、地域協議会を未設置の市町村のうち、市町村が任意で設置する児童虐待防止ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）を設置済みの市町村は、14 か所（0.8%）であった。

表 I-1 地域協議会及びネットワークの設置状況（平成25年4月1日現在）

区分	市町村数	比率
市町村数	1,742	100.0%
地域協議会	1,722	98.9%
ネットワーク	14	0.8%
計	1,736	99.7%

参考（平成24年4月1日）	
市町村数	比率
1,742	100.0%
1,714	98.4%
22	1.3%
1,736	99.7%

※参考の数値は、市区町村児童家庭相談業務の実施状況等の調査結果（平成 24 年度調査）。以下同じ。

(2) 都道府県ごとの地域協議会又はネットワークの設置状況（平成25年4月1日現在）

地域協議会の設置率が100%の都道府県は、39か所（83.0%）であった。

また、地域協議会又はネットワークの設置率が100%の都道府県でみると、43か所（91.5%）となっている。

表1-2 都道府県ごとの地域協議会又はネットワークの設置状況

（平成25年4月1日現在）

	地域協議会設置		ネットワーク設置		合計	
	市町村数	比率	市町村数	比率	市町村数	比率
北海道	179	100.0%	—	—	179	100.0%
青森県	40	100.0%	—	—	40	100.0%
岩手県	33	100.0%	—	—	33	100.0%
宮城県	35	100.0%	—	—	35	100.0%
秋田県	25	100.0%	—	—	25	100.0%
山形県	35	100.0%	—	—	35	100.0%
福島県	52	88.1%	7	11.9%	59	100.0%
茨城県	44	100.0%	—	—	44	100.0%
栃木県	26	100.0%	—	—	26	100.0%
群馬県	35	100.0%	—	—	35	100.0%
埼玉県	63	100.0%	—	—	63	100.0%
千葉県	52	96.3%	2	3.7%	54	100.0%
東京都	61	98.4%	1	1.6%	62	100.0%
神奈川県	33	100.0%	—	—	33	100.0%
新潟県	29	96.7%	—	—	29	96.7%
富山県	14	93.3%	—	—	14	93.3%
石川県	19	100.0%	—	—	19	100.0%
福井県	17	100.0%	—	—	17	100.0%
山梨県	27	100.0%	—	—	27	100.0%
長野県	77	100.0%	—	—	77	100.0%
岐阜県	42	100.0%	—	—	42	100.0%
静岡県	35	100.0%	—	—	35	100.0%
愛知県	54	100.0%	—	—	54	100.0%
三重県	29	100.0%	—	—	29	100.0%
滋賀県	19	100.0%	—	—	19	100.0%
京都府	26	100.0%	—	—	26	100.0%
大阪府	43	100.0%	—	—	43	100.0%
兵庫県	41	100.0%	—	—	41	100.0%
奈良県	39	100.0%	—	—	39	100.0%

	地域協議会設置		ネットワーク設置		合計	
	市町村数	比率	市町村数	比率	市町村数	比率
和歌山県	30	100.0%	—	—	30	100.0%
鳥取県	19	100.0%	—	—	19	100.0%
島根県	19	100.0%	—	—	19	100.0%
岡山県	27	100.0%	—	—	27	100.0%
広島県	23	100.0%	—	—	23	100.0%
山口県	19	100.0%	—	—	19	100.0%
徳島県	24	100.0%	—	—	24	100.0%
香川県	15	88.2%	1	5.9%	16	94.1%
愛媛県	20	100.0%	—	—	20	100.0%
高知県	34	100.0%	—	—	34	100.0%
福岡県	57	95.0%	3	5.0%	60	100.0%
佐賀県	20	100.0%	—	—	20	100.0%
長崎県	21	100.0%	—	—	21	100.0%
熊本県	45	100.0%	—	—	45	100.0%
大分県	18	100.0%	—	—	18	100.0%
宮崎県	26	100.0%	—	—	26	100.0%
鹿児島県	43	100.0%	—	—	43	100.0%
沖縄県	38	92.7%	—	—	38	92.7%
全国計	1722	98.9%	14	0.8%	1,736	99.7%

参考(平成24年4月1日)	1,714	98.4%	22	1.3%	1,736	99.7%
---------------	-------	-------	----	------	-------	-------

地域協議会が設置済みの市町村の割合	都道府県数	比率
100%	39	83.0%
95%～99%	4	8.5%
90%～94%	2	4.3%
89%以下	2	4.3%

地域協議会又はネットワークが設置済みの市町村の割合	都道府県数	比率
100%	43	91.5%
95%～99%	1	2.1%
90%～94%	3	6.4%
89%以下	0	0.0%

※各都道府県には政令指定都市・中核市を含む。

2. 構成する関係機関等の状況（平成25年4月1日現在）

以下の機関を地域協議会の構成メンバー（複数回答）としている市町村が多かった。

（行政機関）教育委員会（97.3%）、警察署（96.1%）、児童相談所（95.8%）

（関係機関）小学校（89.8%）、保育所（89.0%）、中学校（87.5%）、幼稚園（69.2%）

（関係団体）民生児童委員協議会（92.9%）、医師会（産科医会・小児科医会以外）（60.5%）、
社会福祉協議会（56.0%）

表 I-3 構成する関係機関等

（平成25年4月1日現在）

参考（平成24年4月1日）

区分		市町村数	比率	市町村数	比率	
地域協議会設置数		1,722	100.0%	1,714	100.0%	
行政機関	児童福祉主管課	1,221	70.9%	1,180	68.8%	
	母子保健主管課	1,098	63.8%	1,073	62.6%	
	児童福祉・母子保健統合主管課	634	36.8%	603	35.2%	
	福祉事務所（家庭児童相談室）	822	47.7%	839	48.9%	
	保健センター	791	45.9%	779	45.4%	
	教育委員会	1,675	97.3%	1,676	97.8%	
	保健所	1,311	76.1%	1,247	72.8%	
	児童相談所	1,650	95.8%	1,609	93.9%	
	障害福祉主管課	1,090	63.3%	952	55.5%	
	警察署	1,654	96.1%	1,623	94.7%	
	法務局	755	43.8%	733	42.8%	
	家庭裁判所	58	3.4%	69	4.0%	
	その他	590	34.3%	726	42.4%	
	関係機関	病院・診療所	846	49.1%	831	48.5%
診療科（内数）		小児科	509	29.6%	492	28.7%
		産科・産婦人科	172	10.0%	174	10.2%
		精神科	166	9.6%	178	10.4%
		歯科	270	15.7%	262	15.3%
		その他診療科	467	27.1%	523	30.5%
保育所		1,533	89.0%	1,557	90.8%	
幼稚園		1,192	69.2%	1,190	69.4%	
小学校		1,546	89.8%	1,545	90.1%	
中学校		1,507	87.5%	1,508	88.0%	
特別支援学校	329	19.1%	320	18.7%		
関係機関	児童館	345	20.0%	355	20.7%	
	乳児院	89	5.2%	89	5.2%	
	児童養護施設	321	18.6%	313	18.3%	
	情緒障害児短期治療施設	24	1.4%	26	1.5%	
	児童自立支援施設	37	2.1%	29	1.7%	
	児童家庭支援センター	218	12.7%	173	10.1%	
	障害児施設	142	8.2%	111	6.5%	
	配偶者暴力相談支援センター	128	7.4%	134	7.8%	
	その他	264	15.3%	275	16.0%	
	関係団体	医師会（産科医会・小児科医会以外）	1,041	60.5%	1,041	60.7%
産科医会		46	2.7%	50	2.9%	
小児科医会		58	3.4%	71	4.1%	
歯科医師会		405	23.5%	397	23.2%	
看護協会		20	1.2%	16	0.9%	
弁護士会		133	7.7%	114	6.7%	
社会福祉協議会		965	56.0%	948	55.3%	
民生児童委員協議会		1,600	92.9%	1,587	92.6%	
NPO法人		205	11.9%	201	11.7%	
里親会		54	3.1%	52	3.0%	
その他	643	37.3%	666	38.9%		

3. 要保護児童対策調整機関について

(1) 要保護児童対策調整機関の指定状況（平成25年4月1日現在）

児童福祉法第25条の2第4項に規定する要保護児童対策調整機関（以下、「調整機関」という。以下同じ。）は、「児童福祉主管課」が1,025か所（59.5%）で最も多く、次いで「児童福祉・母子保健統合主管課」が457か所（26.5%）、「福祉事務所（家庭児童相談室）」が95か所（5.5%）であった。

表 I-4 要保護児童対策調整機関の指定

（平成25年4月1日現在）

区分	市町村数	比率
地域協議会設置数	1,722	100.0%
児童福祉主管課	1,025	59.5%
母子保健主管課	23	1.3%
児童福祉・母子保健統合主管課	457	26.5%
福祉事務所（家庭児童相談室）	95	5.5%
保健センター	7	0.4%
教育委員会	61	3.5%
児童相談所	3	0.2%
障害福祉主管課	18	1.0%
その他	33	1.9%

参考（平成24年4月1日）

市町村数	比率
1,714	100.0%
963	56.2%
30	1.8%
435	25.4%
150	8.8%
9	0.5%
62	3.6%
7	0.4%
15	0.9%
24	1.4%

(2) 調整機関の担当職員の状況（平成25年4月1日現在）

調整機関の担当職員は、全国で8,233名の配置であった。

そのうち「児童福祉司と同様の資格を有する者（①～④の計）」が1,586名（19.3%）であり、児童福祉司と同様の資格を有する者を含む「一定の専門資格を有する者（①～⑧の計）」は4,677名（56.8%）であった。

表 I-5 要保護児童対策調整機関の担当職員（平成25年4月1日現在）

区分			職員数 (市町村数)	比率	参考(平成24年4月1日)	
					職員数 (市町村数)	比率
地域協議会設置数			(1,722)	—	(1,714)	—
一定の専門資格を有する者	児童福祉司と同様の資格を有する者	①児童福祉司と同様の資格を有する者 (児童福祉司たる資格を有する者) (②、③又は④に該当する者を除く。)	1,012	12.3%	744	12.2%
		②医師	11	0.1%	9	0.1%
		③社会福祉士	492	6.0%	344	5.7%
		④精神保健福祉士	71	0.9%	59	1.0%
		小計 【児童福祉司と同様の資格を有する者】 (①～④の計)	1,586	19.3%	1,156	19.0%
	その他専門資格を有する者	⑤保健師・助産師・看護師 (①に該当する者を除く。)	1,112	13.5%	879	14.5%
		⑥教員免許を有する者 (①に該当する者を除く。)	763	9.3%	575	9.5%
		⑦保育士 (①に該当する者を除く。)	729	8.9%	513	8.4%
		⑧①から⑦に該当しない社会福祉主事	487	5.9%	337	5.5%
		小計 【一定の専門資格を有する者】 (①～⑧の計)	4,677	56.8%	3,460	56.9%
専門資格を有しない者	⑨①から⑧に該当しない一般事務職	3,032	36.8%	2,296	37.8%	
	⑩その他	524	6.4%	321	5.3%	
合計			8,233	100.0%	6,077	100.0%

※「児童福祉司と同様の資格」とは、医師、社会福祉士、精神保健福祉士を含む。「一定の専門資格」とは、「児童福祉司と同様の資格」に加え、保健師・助産師・看護師、保育士、社会福祉主事を含む。

(3) 都道府県ごとの調整機関担当職員の状況（平成25年4月1日現在）

都道府県ごとの調整機関の担当職員について、「児童福祉司と同様の資格を有する者」を配置している市町村の割合は、東京都が55か所（90.2%）と最も多く、次いで滋賀県が16か所（84.2%）であった。

また、「一定の専門資格を有する者」を配置している市町村の割合は、滋賀県が19か所（100.0%）と最も多く、次いで東京都が59か所（96.7%）であった。

表 I-6 都道府県ごとの要保護児童対策調整機関の担当職員

（平成25年4月1日現在）

	地域協議 会設置数	児童福祉司と 同様の資格		一定の専門資格	
		配置 市町村数	配置率	配置 市町村数	配置率
北海道	179	34	19.0%	113	63.1%
青森県	40	6	15.0%	23	57.5%
岩手県	33	5	15.2%	20	60.6%
宮城県	35	8	22.9%	29	82.9%
秋田県	25	3	12.0%	17	68.0%
山形県	35	4	11.4%	23	65.7%
福島県	52	4	7.7%	30	57.7%
茨城県	44	10	22.7%	33	75.0%
栃木県	26	11	42.3%	24	92.3%
群馬県	35	3	8.6%	25	71.4%
埼玉県	63	27	42.9%	49	77.8%
千葉県	52	19	36.5%	39	75.0%
東京都	61	55	90.2%	59	96.7%
神奈川県	33	19	57.6%	30	90.9%
新潟県	29	14	48.3%	26	89.7%
富山県	14	8	57.1%	12	85.7%
石川県	19	9	47.4%	17	89.5%
福井県	17	7	41.2%	14	82.4%
山梨県	27	6	22.2%	19	70.4%
長野県	77	11	14.3%	55	71.4%
岐阜県	42	12	28.6%	29	69.0%
静岡県	35	16	45.7%	31	88.6%
愛知県	54	21	38.9%	44	81.5%
三重県	29	18	62.1%	26	89.7%

	地域協議 会設置数	児童福祉司と 同様の資格		一定の専門資格	
		配置 市町村数	配置率	配置 市町村数	配置率
滋賀県	19	16	84.2%	19	100.0%
京都府	26	11	42.3%	19	73.1%
大阪府	43	34	79.1%	38	88.4%
兵庫県	41	27	65.9%	36	87.8%
奈良県	39	8	20.5%	27	69.2%
和歌山県	30	8	26.7%	19	63.3%
鳥取県	19	10	52.6%	16	84.2%
島根県	19	10	52.6%	18	94.7%
岡山県	27	16	59.3%	23	85.2%
広島県	23	17	73.9%	21	91.3%
山口県	19	10	52.6%	18	94.7%
徳島県	24	4	16.7%	14	58.3%
香川県	15	4	26.7%	10	66.7%
愛媛県	20	2	10.0%	14	70.0%
高知県	34	9	26.5%	26	76.5%
福岡県	57	19	33.3%	38	66.7%
佐賀県	20	3	15.0%	10	50.0%
長崎県	21	11	52.4%	14	66.7%
熊本県	45	6	13.3%	24	53.3%
大分県	18	4	22.2%	14	77.8%
宮崎県	26	3	11.5%	13	50.0%
鹿児島県	43	5	11.6%	27	62.8%
沖縄県	38	12	31.6%	31	81.6%
全国計	1,722	579	33.6%	1,276	74.1%

参考 （平成24年4月 1日）	1,714	547	31.9%	1,186	69.2%
-----------------------	-------	-----	-------	-------	-------

※各都道府県には政令指定都市・中核市を含む。

※「児童福祉司と同様の資格」とは、医師、社会福祉士、精神保健福祉士を含む。

※「一定の専門資格」とは、「児童福祉司と同様の資格」に加え、保健師・助産師・看護師、保育士、社会福祉主事を含む。

(4) 調整機関担当職員の詳細 (平成 25 年 4 月 1 日現在)

調整機関の担当職員 (8,233 名) の正規職員・正規職員以外の状況は、「正規職員」が 5,860 名 (71.2%) であり、「正規職員以外」が 2,373 名 (28.8%) であった。

専任・兼任の状況は、「専任」が 3,989 名 (48.5%) であり、「兼任」が 4,244 名 (51.5%) であった。

また、調整機関担当職員の業務経験年数の状況は、正規職員では「1 年～2 年未満」が 1,324 名 (22.6%) と最も多く、次いで「6 か月未満」が 1,310 名 (22.4%) であった。正規職員以外では「5 年～10 年未満」が 451 名 (19.0%) と最も多く、次いで「6 か月未満」が 435 名 (18.3%) であった。

表 I-7 要保護児童対策調整機関の担当職員の雇用形態 (平成25年4月1日現在)

区分		職員数 (市町村数)	比率
地域協議会設置数		(1,722)	—
正規職員・ 正規職員以外の状況	正規職員	5,860	71.2%
	正規職員以外	2,373	28.8%
専任・兼任の状況	専任	3,989	48.5%
	兼任	4,244	51.5%

参考(平成24年4月1日)	
職員数 (市町村数)	比率
(1,714)	—
4,506	74.1%
1,571	25.9%
2,700	44.4%
3,377	55.6%

表 I-8 要保護児童対策調整機関の担当職員の業務経験年数 (上段:職員数、下段:該当区分での割合) (平成25年4月1日現在)

区分	6か月未満	6か月～1年未満	1年～2年未満	2年～3年未満	3年～5年未満	5年～10年未満	10年以上	合計
正規職員	1,310	462	1,324	931	1,035	577	221	5,860
	22.4%	7.9%	22.6%	15.9%	17.7%	9.8%	3.8%	100.0%
正規職員以外	435	157	404	346	426	451	154	2,373
	18.3%	6.6%	17.0%	14.6%	18.0%	19.0%	6.5%	100.0%
合計	1,745	619	1,728	1,277	1,461	1,028	375	8,233
	21.2%	7.5%	21.0%	15.5%	17.7%	12.5%	4.6%	100.0%

4. 活動状況等について

(1) 各会議の開催実績（平成24年度実績）

平成24年度中の地域協議会における代表者会議等の開催実績（複数回答）は、

- ・ 代表者会議 1,567回（平均1.03回）
- ・ 実務者会議 7,697回（平均5.88回）
- ・ 個別ケース検討会議 39,807回（平均26.50回）

であった。

また、複数の会議の機能を併せもった各会議の開催実績（複数回答）は、

- ・ 代表者会議と実務者会議の機能を併せ持った会議
93回（平均1.08回）
- ・ 代表者会議と個別ケース検討会議の機能を併せ持った会議
15回（平均0.58回）
- ・ 実務者会議と個別ケース検討会議の機能を併せ持った会議
1,419回（平均6.96回）
- ・ 代表者会議、実務者会議及び個別ケース検討会議のすべての機能を併せ持った会議
78回（平均1.47回）

であった。

表 I-9 各会議の開催回数 (平成24年度実績)

区分		市町村数	比率
地域協議会設置数		1,720	—
代表者会議	設置市町村数	1,516	88.1%
	開催実績数	1,567	—
	平均	1.03	—
実務者会議	設置市町村数	1,309	76.1%
	開催実績数	7,697	—
	平均	5.88	—
個別ケース検討会議	設置市町村数	1,502	87.3%
	開催実績数	39,807	—
	平均	26.50	—
代表者会議と実務者会議 の機能を併せ持った会議	設置市町村数	86	5.0%
	開催実績数	93	—
	平均	1.08	—
代表者会議と個別ケース検討会議の機能を 併せ持った会議	設置市町村数	26	1.5%
	開催実績数	15	—
	平均	0.58	—
実務者会議と個別ケース検討会議の機能を 併せ持った会議	設置市町村数	204	11.9%
	開催実績数	1,419	—
	平均	6.96	—
代表者会議、実務者会議及び個別ケース 検討会議のすべての機能を併せ持った会議	設置市町村数	53	3.1%
	開催実績数	78	—
	平均	1.47	—

※同一地域協議会において、例えば「実務者会議」と「実務者会議と個別ケース検討会議の機能を併せ持った会議」を併せて設置しているなど、重複している場合がある。

(2) 実務者会議の実施形態（平成24年度実績）

地域協議会における実務者会議（代表者会議等の機能を併せ持った会議を含む）は、231 か所（15.4%）で分割又は実務者会議の下に複数の会議を設けていた。

実務者会議の分割等の状況は、「管内の地域別に区分（地域別部会）」が85 か所（36.8%）と最も多く、次いで「相談種別ごとに区分（虐待分科会、非行分科会、障害分科会など）」が72 か所（31.2%）であった。「その他」の区分内容としては、「ケースの事案内容ごとに区分」や「関係機関ごとに区分」が多くあった。

表 I-10 実務者会議の実施形態（平成24年度実績）

区分		市町村数	比率
設置市町村数		1,503	100.0%
実務者会議を分割または実務者会議の下に複数の会議を設けている		231	15.4%
（複数回答）	管内の地域別に区分（地域別部会）	85	36.8%
	相談種別ごとに区分（虐待分科会、非行分科会、障害分科会など）	72	31.2%
	児童の年齢で区分	32	13.9%
	その他	73	31.6%
実務者会議を分割または実務者会議の下に複数の会議を設けていない		1,272	84.6%

(3) 各会議の開催実績が0回だった市町村の理由（平成24年度実績）

代表者会議の開催実績が0回だった市町村は298 か所で、その理由としては「対象となる議題（ケース）がなかった」が145 か所（48.7%）と最も多く、次いで「調整機関の事情による（業務多忙など）」が71 か所（23.8%）であった。

実務者会議の開催実績が0回だった自治体は189 か所で、その理由としては「対象となる議題（ケース）がなかった」が106 か所（56.1%）と最も多く、次いで「調整機関の事情による（業務多忙など）」が32 か所（16.9%）であった。

個別ケース検討会議の開催実績が0回だった自治体は125 か所で、その理由としては「対象となる議題（ケース）がなかった」が111 か所（88.8%）と最も多かった。

また、複数の会議の機能を併せもった各会議の開催実績が0回だった理由としては、対象となる議題（ケース）がなかった」がそれぞれ最も多かった。

表 I-11 各会議の開催実績が0回だった理由（上段：市町村数、下段：該当区分での割合）（平成24年度実績）

区分	代表者会議	実務者会議	個別ケース検討会議	代表者会議と実務者会議の機能を併せ持った会議	代表者会議と個別ケース検討会議の機能を併せ持った会議	実務者会議と個別ケース検討会議の機能を併せ持った会議	代表者会議、実務者会議及び個別ケース検討会議のすべての機能を併せ持った会議
該当市町村数	298	189	125	25	16	32	24
対象となる議題（ケース）がなかった	145 48.7%	106 56.1%	111 88.8%	18 72.0%	11 68.8%	26 81.3%	21 87.5%
開催のための調整が困難であった	38 12.8%	21 11.1%	0 0.0%	1 4.0%	0 0.0%	2 6.3%	1 4.2%
調整機関の事情による（業務多忙など）	71 23.8%	32 16.9%	5 4.0%	4 16.0%	1 6.3%	0 0.0%	0 0.0%
会議の開催・運営のノウハウがない	28 9.4%	13 6.9%	2 1.6%	0 0.0%	1 6.3%	1 3.1%	0 0.0%
その他	16 5.4%	17 9.0%	7 5.6%	2 8.0%	3 18.8%	3 9.4%	2 8.3%

(4) 地域協議会におけるケース登録数（児童等の人数）の状況（平成24年度実績）

地域協議会におけるケースの登録数は全体で 178,610 件であり、1か所あたりの平均ケース登録数は、

- ・ 要保護児童ケース登録数 70.6 件
- ・ 要支援児童ケース登録数 31.3 件
- ・ 特定妊婦ケースの登録数 1.9 件

であった。

また、要保護児童ケースのうち、児童虐待にかかるケース登録数は 84,917 件（47.5%）と最も多く、1か所あたりの平均ケース登録数は、49.4 件であった。

表 I-12 ケースの登録数

（平成24年度実績）

区分	登録数 (市町村数)	比率
地域協議会設置数	(1,720)	—
要保護児童ケース	121,441	68.0%
1地域協議会あたりの 要保護児童ケース登録数	70.6	—
うち児童虐待	84,917	47.5%
1地域協議会あたりの 児童虐待ケース登録数	49.4	—
うち非行	2,387	1.3%
1地域協議会あたりの 非行ケース登録数	1.4	—
うち不登校・いじめ	4,425	2.5%
1地域協議会あたりの 不登校・いじめケース登録数	2.6	—
その他	29,712	16.6%
1地域協議会あたりの その他ケース登録数	17.3	—
要支援児童ケース	53,821	30.1%
1地域協議会あたりの 要支援児童ケース登録数	31.3	—
特定妊婦ケース	3,348	1.9%
1地域協議会あたりの 特定妊婦ケース登録数	1.9	—
合計	178,610	100.0%

参考(平成23年度実績)	
登録数 (市町村数)	比率
(1,714)	—
102,237	72.5%
59.6	—
74,657	52.9%
43.6	—
1,730	1.2%
1.0	—
3,707	2.6%
2.2	—
22,143	15.7%
12.9	—
37,283	26.4%
21.8	—
1,538	1.1%
0.9	—
141,058	100.0%

(5) 地域協議会の進行管理台帳の作成（平成 24 年度実績）

ケースの進行管理台帳を作成している地域協議会は 1,349 か所（78.4%）であり、作成している場合の見直しの頻度は、「3 か月以内に 1 回」が 604 か所（44.8%）と最も多く、次いで「4～6 か月以内に 1 回」が 349 か所（25.9%）であった。一方、「定期的に見直しはしていない」は 296 か所（21.9%）であった。

また、進行管理台帳を作成していない地域協議会は 371 か所（21.6%）であり、作成していない理由としては、「個別ケース記録で代替」が 262 か所（70.6%）と最も多かった。

表 I-13 ケース進行管理台帳の作成

（平成24年度実績）

区分		市町村数	比率
地域協議会設置数		1,720	100.0%
作成している		1,349	78.4%
作成している場合の見直し頻度	3か月以内に1回	604	44.8%
	4～6か月以内に1回	349	25.9%
	6か月以上で1回	100	7.4%
	定期的に見直しはしていない	296	21.9%
作成していない		371	21.6%
作成していない場合の理由	個別ケース記録で代替	262	70.6%
	管理すべきケースがない	99	26.7%
	その他	10	2.7%

参考（平成23年度実績）	
市町村数	比率
1,714	100.0%
1,309	76.4%
—	—
—	—
—	—
—	—
405	23.6%
—	—
—	—
—	—

(6) ケースの進行管理を行う会議を構成するメンバー (平成 24 年度実績)

ケースの進行管理を行う会議の構成メンバー (複数回答) については、
 児童相談所 (77.9%)、教育委員会 (76.9%)、児童福祉主管課 (66.2%)、母子保健主管課
 (51.3%) の順に多かった。

表 I-14 ケース進行管理を行う会議のメンバー

(平成24年度実績)

区分	市町村数	比率
地域協議会設置数	1,720	100.0%
児童福祉主管課	1,139	66.2%
母子保健主管課	883	51.3%
児童福祉・母子保健統合主管課	538	31.3%
福祉事務所(家庭児童相談室)	652	37.9%
保健センター	627	36.5%
教育委員会	1,323	76.9%
保健所	713	41.5%
児童相談所	1,340	77.9%
障害福祉主管課	646	37.6%
警察署	710	41.3%
保育所	757	44.0%
幼稚園	450	26.2%
小学校	729	42.4%
中学校	693	40.3%
医師会(産科医会・小児科医会以外)	178	10.3%
産科医会	12	0.7%
小児科医会	19	1.1%
歯科医師会	44	2.6%
民生児童委員協議会	685	39.8%
その他	457	26.6%

参考(平成23年度実績)

市町村数	比率
1,714	100.0%
1,049	61.2%
876	51.1%
485	28.3%
647	37.7%
597	34.8%
1,323	77.2%
695	40.5%
1,316	76.8%
563	32.8%
728	42.5%
781	45.6%
451	26.3%
683	39.8%
659	38.4%
187	10.9%
14	0.8%
17	1.0%
49	2.9%
707	41.2%
420	24.5%

5. 地域協議会の運営上の課題

地域協議会の運営上の課題（複数回答）としては、「専門資格を有する職員を十分に配置できない」が1,015か所（59.0%）、「職員が不足している」が944か所（54.9%）、「会議運営のノウハウが十分ではない」が915か所（53.2%）、「職員への研修機会が十分ではない」799か所（46.5%）と多くなっている。

表 I - 15 地域協議会の運営上の課題

区分	市町村数	比率
地域協議会設置数	1,720	100.0%
調整機関において専門資格を有する職員が十分に配置できていない	1,015	59.0%
調整機関の業務量に対して職員数が不足している	944	54.9%
会議運営のノウハウが十分ではない	915	53.2%
構成機関職員への研修機会が十分ではない	799	46.5%
ケースの進行管理が十分できていない	596	34.7%
ケースの危険度や緊急度の判断(アセスメント)の方法がわからない	510	29.7%
構成機関に地域協議会の意義が浸透していない	502	29.2%
構成機関との情報交換・情報共有が十分できていない	397	23.1%
地域協議会運営のための予算が足りない	158	9.2%